

第6章 計画達成に向けて

公共建築物については、特に耐震化が重要であることから、進捗状況を定期的に確認しながら、耐震化を促進します。この場合、市有建築物においては耐震化計画に基づき推進し、また、国及び県有建築物については、各管理者と連携を図ります。

住宅については、各年度の耐震診断事業及び耐震改修費補助事業の実績、固定資産税データ、建築確認申請、住宅・土地統計調査等から進捗状況の確認を行います。

民間建築物については、特定既存耐震不適格建築物等の台帳等を利用し、耐震状況・進捗を確認しつつ、愛知県と連携して指導等を推進していきます。

特に、耐震改修促進法に基づき耐震診断の義務付け対象となる要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の耐震化について、国及び愛知県と連携し、建物所有者に対して重点的に支援を行うものとします。

「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2020－」では、平成27年度において、耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標及び指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとされています。

本市においても、本計画に基づく耐震化の進捗状況及び達成状況をモニタリングし、その結果を適正に計画の見直しに反映していくものとします。また、上記の愛知県の取り組みにあわせて、計画内容の検証・見直しを総合的に実施し、効率的かつ効果的な耐震化の促進を図ります。また、東海・東南海・南海地震等の連動発生を想定した被害予測調査の結果をもとに、必要に応じて計画を見直すこともありえます。